

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 11 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22520666

研究課題名(和文) 中世社会における「出家入道」の基礎的包括的研究

研究課題名(英文) The basic study on Secular Priest Life in the Japanese Middle Ages

研究代表者

平 雅行 (TAIRA, MASAYUKI)

大阪大学・文学研究科・教授

研究者番号：10171399

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円、(間接経費) 1,020,000円

研究成果の概要(和文)：浄土信仰が盛んになると、世俗の人々も出家するようになった。当初は出家した人々は世俗活動を止めたが、中世になると、出家後も家督を維持して世俗活動を継続するようになった。これは世界史的にみても、日本中世だけにみられる独特の風習である。

この風習は法皇から始まった。白河・鳥羽法皇は出家後も政治権力を放棄しなかった。やがてその風習は、貴族社会から武家社会、さらに民衆の世界へと広がっていった。多くの御家人は、出家後も守護・地頭の地位を維持している。また村落の指導者の多くは僧侶の姿で村を運営していた。ただし、武士は出家後も幕府の命令に従って、戦争や警備に従事し、出家した百姓も年貢を負担した。

研究成果の概要(英文)：When faith of the Buddhists' paradise became popular, the manners and customs that secular people became a priest were born and spread out. The people who became a priest stopped secular activity in the days of the beginning, but changed to continue when it was the Middle Ages. It was special manners and customs to be seen only in the Japanese Middle Ages that the people who held a patrimony after having become a priest, and carried out a secular activity existed.

The retired Emperor founded these manners and customs. Shirakawa pope did not abandon political power after a priest. The manners and customs spread through the noble society and the samurai society. After having become a priest, many samurais continued maintaining the post of the Shugo. The manners and customs of the priest spread to the world of the people. Most of leaders of the village ran a village with the figure of the priest. Even if farmers became a priest, it was not exempted from the burden of the land tax.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・日本史

キーワード：浄土教 出家入道 遁世 院政 同心出家 自由出家 後家尼 神仏習合

1. 研究開始当初の背景

黒田俊雄は 1975 年に顕密体制論を提起して、中世における顕密仏教の社会的国家的影響力の巨大さを指摘するとともに、寺社勢力を「もう一つの中世社会」と呼んでそこに中世仏教の特質を見出そうとした。この問題提起を契機に中世宗教史研究は激変し、黒田の提言に触発された膨大な研究が積み重ねられた。こうして寺院史研究は飛躍的な発展を遂げたが、しかしこれまでの研究は、中世仏教を考える上で、重要な素材の検討を怠ってきた。「出家入道」である。日本中世では、僧形の者は寺院だけにいたのではない。世俗社会にも膨大な数の「出家入道」が存在し、彼らが実質的に中世社会を動かしていた。中世仏教の歴史的評価のためには、世俗の僧形たる「出家入道」の実態解明が不可欠である。

2. 研究の目的

(1) 本来、出家とは世俗活動を停止して、仏道に専心することをいった。ところが日本中世では、家督を保持したまま世俗活動に従事する僧形の人々が膨大に存在する。家督を保持したこうした僧形の俗人を「出家入道」と呼ぶことにしたい。朝廷・幕府から町や村に至るまで、中世における様々な組織の長老は、いずれも「出家入道」によって占められており、彼らが世俗社会を運営していた。このように「出家入道」は、中世の世俗社会において、絶大な影響力をもっていた。

(2) 家督を保持した「出家入道」というのは、世界史的にみても、日本中世にのみ存在するきわめて特殊な風俗である。本研究では「出家入道」の実態を解明することによって、日本の中世社会の特質、および中世仏教の特徴を探ろうとするものである。

3. 研究の方法

(1) 白河・鳥羽法皇や九条道家・足利義満など、史料の豊富な人物については、出家前後に活

動内容が変化したかどうかを検証するため、関係史料を網羅的に収集する。

(2) 古代から鎌倉・室町時代まで、貴族社会の出家事例を網羅的に検出して収集する。また、鎌倉・室町幕府における将軍・執権・管領・奉行人の出家事例を網羅的に検出する。さらに御家人・百姓・職人や下人・被差別民の出家事例をできるだけ収集する。

(3) 女性の出家事例や後家尼の活動事例をできるだけ収集する。ただし、女性の問題はより複雑であるため、本研究においては一般の見通しを得るレベルに留める。

(4) 中世の神社と僧侶・仏事に関する史料や、世俗生活と仏道についての言説を収集する。

4. 研究成果

(1) 元来、出家・入道・遁世は同義であったし、中世末まで同じ意味で使用されていた。ところが中世では、それらの語義が分離する用例も登場してくる。つまり中世の文献では、出家・入道・遁世を同義で使用する事例と、別の意味で捉える用例とが混在していた。こうした語義変化の背景には、家督を保持した出家という特異な風俗の登場がある。実態の変化が、語義の混乱をもたらしたのである。本研究では、家督を保持した出家を特に「出家入道」と表記し、家督を放棄して隠居することを「遁世」と記すことにした。

(2) 俗人の出家パターンは、大別すると自発型、強制型、複合型、死後型の 4 種がある。

自発型出家の具体的な理由は、発心、病、厄、高齢、充足、他者の死(主人、夫、妻、子、養君、父母兄弟)、同心出家(主人、夫婦)、政治的敗北、前途悲観、恥辱、抗議、関係解消、偽装の 13 種に分かれる。その中でも、特徴的なのが抗議の出家である。これには、

政治的不満が原因で権力者が出家するもの、政治的不満が原因で家臣が一斉に出家するもの、父への抗議、子への抗議、夫への抗議の5種を確認することができた。このように日本中世では、出家が政治的駆け引きとして用いられた。

強制型出家には、政治的敗北者への出家の強制、政治的敗北者への半強制的出家、後家に対する出家命令、同心出家の半強制的の4種がある。特に権勢者の出家や死、夫の出家や死に際しては、命令という形をとらなくても、出家するのが当然との無言の圧力が家臣や妻に加わった。

複合型出家は複合的要因による出家一般と、本当の理由を隠した口実型に分かれる。

死後出家の初見は九条良通(1188年)であり、鎌倉・室町時代に次第に広まり、江戸時代には多数派となった。

(3) 朝廷、幕府、主人、夫、親に出家の許可権があり、許可のない出家は自由出家として、処罰・離縁された。

(4) 俗人が往生を願って出家する風習は9世紀中葉から登場するが、家督を保持したままの「出家入道」は11世紀に登場する。そして院政期には王家・摂関家に広まり、平安末から一般の貴族に広まっていった。

出家すると朝廷官位を辞する慣行は、中世を通じて維持された。そのため「出家入道」の天皇・大臣・納言・国司は存在しない。

白河・鳥羽法皇のように、院政期には僧形の最高権力者の存在が普通のこととなる。そして公卿議定が法皇御所で行われ、出家者が即位・大嘗会・神社政策等の重事を決定した。

院が天皇家の家督を保持するようになるとその影響は摂関家にも及び、摂関を退任した「大殿」が、現任摂関を越える力をもった。

「出家入道」は基本的に朝廷の官位をもたないが、他方では平清盛・足利義満など「出

家入道」の准后が登場した。

院御所議定への参加は見任公卿に限られていたが、鳥羽院政末期より「出家入道」がそれに参加するようになり、国家意志の策定に僧形の貴族が参画している。

関東申次は伝統的な朝廷官職ではないため、西園寺公経・九条道家らは出家後も在任し、国政に絶大な力を振るった。

知行国主も院政時代に登場したポストであるため、「出家入道」の知行国主は数多く存在し、国務の最高責任者として君臨した。

荘園では「出家入道」の本家・領家が数多く存在し、彼らが荘務権を保持して荘園の支配に当たっていた。

「出家入道」は家政機関にも進出した。

鎌倉時代になると、国衙では「出家入道」の目代・在国司や在庁官人が登場する。また地域では「出家入道」の預所・下司・公文・郡司・郷司・田所・函師・案主・弁済使・惣追捕使が活動していたことが確認できた。

(5) 鎌倉幕府は成立当初から、多くの僧形の御家人を抱えており、「出家入道」は中世武家社会のさまざまな分野で活躍した。

中世では「出家入道」の将軍はいない。令外官とはいえ、征夷大將軍が伝統的な朝廷官職であることによるのだろう。

足利義持は「出家入道」の身となり職を辞したが、將軍義量が早世すると、何のポストも持たないまま、国政の最高権力者に復帰した。この事実は、摂関家の「大殿」体制が武家社会にも及んだことを意味している。

中世では、朝廷であれ、幕府であれ、権勢者の出家を機に、制度上の最高権力者と実際の最高権力者とが乖離する事態がしばしば生じた。「出家入道」の登場によって、最高権力者が政治システムの枠外に所在する事態が恒常化したのである。

鎌倉幕府では「出家入道」の執権・連署・六波羅探題・鎮西探題が存在しない。いずれも

北条一門が独占した役職であるため、一般の幕府諸職とは異なり、「出家入道」を就任させないことによって、これらが將軍職並みの重職であることを示そうとしたのだろう。

室町幕府も当初は「出家入道」の執事・管領が存在しなかった。ところが1395年に足利義満が出家した時、義満は管領斯波義將を無理に同心出家させた。そしてこれ以降、「出家入道」の管領が多く登場する。「出家入道」の管領は足利義満が誕生させた。

鎌倉・室町幕府では、御家人が就任することのできる役職は、基本的に「出家入道」が就くことができた。問注所執事・政所執事・評定衆・引付衆・六波羅評定衆・鎮西評定衆や東使に「出家入道」は数多い。

「出家入道」の守護や地頭も数多いし、守護代・地頭代にも「出家入道」が確認できる。

「出家入道」の御家人は、僧形であったとはいえ、軍役や大番役・関東御公事の御家人役を負担していた。

(6) 「出家入道」の習俗は民衆にも及んだ。

「出家入道」の名主・名主代・沙汰人・番頭・作人・下作人を確認することができたし、神人・医師・梶取・大工・鍛冶・仏師・絵解・茶商人などの職人にも「出家入道」がいた。

売買相伝の対象となった奴婢下人（奴隸）は俗人が普通であるが、出家名の奴隸も予想以上に目についた。これは出家後に奴隸に転落したのか、それとも奴隸となってから出家したのか、慎重に精査する必要がある。

山水河原者の善阿弥や、東寺散所藤次入道のように、「出家入道」は被差別民の世界にまで及んだ。なお、非人集団の上層部は僧形であったが、これを「出家入道」と捉えるべきか、それとも顕密僧の変種と捉えるべきかは、今後の検討課題である。

「出家入道」の者が「出家入道」の者に田地を売却した証文にも、他の売券と同様に、納入すべき年貢額が明記されている。この事

実は、出家した百姓も年貢を負担したことを物語っている。1420年、朝鮮からの使節宋希璟は日本の村に僧形の百姓が多いことに驚いて、租税収取が大丈夫なのかと心配した。「出家入道」が日本特有の習俗であったため、宋希璟が誤解したのである。この事例を、古代の私度僧になぞらえて理解する研究が多いが、失考である。

中世村落には後在家なる存在がある。これについては、脇在家・零細農民説と後家・隠居居住説とが対立していた。しかし中世の百姓のライフサイクルに「出家入道」と「遁世」の二段階があったことからすれば、後在家は「遁世」して公事を免除された隠居百姓の隠居小屋であると理解すべきであろう。

(7) 「出家入道」の登場と衰退過程については、なお慎重な検討が必要である。

朝廷でも、武家でも、上層部ほど伝統が重くのしかかり、「出家入道」という違例の存在はたやすくは認められない。その伝統を打破するには、藤原道長や白河法皇のような、制法を無視する権力者の登場が必要だった。その意味で「出家入道」は、上から始まったと考えられる。

他方、民衆の世界の「出家入道」を検索すると、その登場は想像以上に早い。10世紀以降の史料には、沙弥を冠した百姓の名が史料で豊富に確認できるし、院政時代の売券における在地随近署判にも沙弥・入道が数多い。10世紀段階では私度僧の名残の可能性もあり、問題は単純でないが、院政期のそれは明らかに中世的な「出家入道」である。民衆の世界では出家に随伴する社会的なタブーが強くない。その点からすれば、「出家入道」は上と下の双方を起点として社会全体に広まっていった、と想定すべきだろう。

近年の中世村落研究によれば、惣村が登場する14世紀に百姓の法名署判が激増している。これは、入道成りにみえるように、「出

家入道」が村落民の通過儀礼の一階梯として定着したことを物語っている。中世村落の指導者は「出家入道」が普通となった。

他方、村落百姓の法名署判は16世紀になると、1割以下に激減する。つまり「出家入道」は近世幕藩権力によって政策的に消滅させられたのではなく、戦国時代の社会構造の変化によって急速に姿を消した。その要因が何であるのかは、今後の検討課題である。

(8)「出家入道」の登場は、神仏関係に甚大な影響を及ぼした。

神仏習合は奈良時代から登場するが、他方では、仏教を忌避する神社も珍しくない。そのため伊勢神宮などの神事奉行(貴族)は、僧侶との接触を忌避してきた。ところが院政時代になると、僧形の院が神社政策の最高責任者となり、神事奉行は法皇の指示を仰ぐ必要が出てきた。こうして神仏を隔てるタブーが緩み、その融合が進むことになる。実際、白河法皇は賀茂社の神仏習合を積極的に推進したし、側近の大江匡房がその教理的正当化を図った。

上島亨は最近、12世紀を神仏習合が劇的に深化する時代であると捉えた。つまり神仏習合が例外的存在であった時代から、神仏習合が普通となる時代への転換が12世紀である。その原因として、僧形の権力者の登場を考えるべきだろう。

伊勢神宮についても、白河法皇が神宝を捧げ、後白河法皇が公卿勅使を派遣したほか、僧侶を派遣して神前読経を行わせている。こうした積み重ねにより、モンゴル襲来後の1275年、神宮の隣に法楽舎という巨大寺院が造立された。こうして伊勢神宮では、僧侶による祈りが恒常化された。

室町時代においても、足利義満や義持が伊勢神宮に参詣した。彼らは禁忌を無視して、法体のまま神前にまで参っていた。足利義満は公武統一政権を樹立したが、義満の出家は

世俗と出家のボーダレス化を進め、神社と仏教の区別も曖昧なものにした。

(9)「出家入道」の展開は仏教思想にも影響を及ぼした。中世で本覚思想が盛行した背景には、「出家入道」の存在がある。

これまでの研究では、中世仏教界で本覚思想が流行した原因を捉えることができなかった。しかし、「出家入道」とは出家と世俗の境界領域に登場した、新たな姿態である。

迷いと悟り、世俗と出家を峻別する伝統的な仏教観に対し、本覚思想は煩惱が菩提に通じ、世俗が出家に通じると主張したが、その背景には「出家入道」の広汎な展開があったと考えてよい。出家と世俗を峻別するよう主張することは、白河・鳥羽・後白河法皇の存在を否定することであり、朝廷・幕府・村・町に広まった「出家入道」を否定することでもある。つまり中世王権はもとより、中世社会そのものを否定する覚悟がなければ、本覚思想批判は成り立たなかった。そして、「出家入道」が消滅する近世社会になると、本覚思想は否定され仏教界から姿を消した。このように「出家入道」と本覚思想は、その盛衰が連動している。

仏教はもともと世俗外逃避の宗教であったが、大乘仏教の登場によって、仏教と世俗社会との関係が改めて問われるようになる。日本中世では、「治生産業、悉く実相ニソムカズ」(『沙石集』)のように、多くの文献で世俗活動と仏法との一致を説くようになる。つまり、家業に誠実に取り組むことが、仏の道に通じると説いたのだ。私たちはこれまで、こうした言説を仏教の世俗化、仏教の墮落と断じがちであった。しかし、治生産業実相論は大乘仏教の究極の姿の一つと捉えるべきであり、日本中世において仏教は、世俗内宗教に変身することに成功したと考えるべきである。M・ウェーバーを俟つまでもなく、仏教の墮落論には賛成できない。

(10)本研究によって、今後の課題も鮮明となった。

「出家入道」の歴史的な定着過程とその衰退過程、および奴隷や被差別民の出家については、より詳細な検討が必要である。

女性については、家政権を保持した「出家入道」と、それを放棄した「遁世」の2段階が想定されるが、男性に比べて問題が一層複雑である。当初の予定どおり、女性については一般的な見通しを得るに留めた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計9件)

平雅行「善光寺と女人罪業観」、『歴史における周縁と共生』、思文閣出版、査読無、2014、pp.13-36

平雅行「専修念仏の弾圧をめぐって」、『仏教史学研究』56-1、査読有、2013、pp.38-64

平雅行「出家入道と中世社会」、『大阪大学大学院文学研究科紀要』53巻、査読無、2013、pp.1-46

平雅行「鎌倉の顕密仏教と幕府」、『京都女子大学宗教・文化研究所研究紀要』26、査読無、2013、pp.81-105

平雅行「中世成立期の王権と宗教」、『日本史研究』601、査読有、2012、pp.46-62

平雅行「建永の法難と九条兼実」、『中世文化と浄土真宗』、思文閣出版、査読無、2012、pp.113-134

平雅行「法然と顕密体制」、『仏教美術研究 上野記念財団助成研究会報告書』38、査読無、2012、pp.1-9

平雅行「中世宗教の成立と社会」、『宗教社会史』、山川出版社、査読無、2012、pp.28-56

平雅行「建永の法難と『教行信証』後序」、『真宗教学研究』31、査読無、2010、pp.18-36

[図書](計4件)

平雅行『歴史のなかに見る親鸞』、法蔵館、2011、pp.1-212

平雅行、他、『日本研究論文集 法制と社会』、ハノイ国家大学附属人文社会科学大学 東洋学部日本学科編、世界出版社、2011、pp.1-159 (ベトナム語訳 pp.1-204)

平雅行、他、『親鸞像の再構築』、大谷大学 真宗総合研究所編、筑摩書房、2011、pp.1-411

平雅行、他、『『教行信証』の思想』、大谷大学真宗総合研究所編、筑摩書房、2011、pp.1-360

6. 研究組織

(1)研究代表者

平 雅行 (TAIRA MASAYUKI)

大阪大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：10171399

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし